

令和3年度 上越市学校給食運営委員会 次 第

日 時：令和3年10月28日（木）

午後2時30分から午後3時30分まで

会 場：教育プラザ大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 委員の委嘱

4 委員の紹介

5 会長、副会長の互選

6 報 告

- (1) 学校給食の運営
- (2) 食物アレルギー対応の状況
- (3) 異物混入の状況及び対策
- (4) 地場産野菜の使用拡大
- (5) 学校給食調理業務の民間委託
- (6) 給食用食材の放射性物質検査の実施状況

7 審議事項

給食用食材の放射性物質検査の令和4年度以降の実施について

8 閉 会

令和3年度
上越市学校給食運営委員会
資料

令和3年10月28日(木)開催

○上越市学校給食運営委員会設置条例

昭和48年12月24日

条例第68号

改正 昭和54年3月27日条例第27号

(設置)

第1条 学校給食の充実と適正な運営を図るため、上越市学校給食運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校給食の実施計画に関する事項
- (2) 学校給食費に関する事項
- (3) 学校給食用物資購入に関する事項
- (4) その他学校給食に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから上越市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 小、中学校長
- (2) 小、中学校のPTA会長
- (3) 保健所長
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 会長は、必要に応じ、専門的事項を分掌させるため、委員会に部会を置くことができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則（昭和54年条例第27号）

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

上越市学校給食運営委員会委員名簿

敬称略

令和3年10月28日現在

	氏 名	選出区分	役職等
1	小 池 修	小、中学校長	上越市立和田小学校長
2	秋 山 晃	小、中学校長	上越市立豊原小学校長
3	寺 島 政 敬	小、中学校長	上越市立安塚中学校長
4	小 林 桂	小、中学校のPTA会長	上越市立春日中学校PTA会長
5	前 田 圭 介	小、中学校のPTA会長	上越市立城西中学校PTA会長
6	加 藤 武	小、中学校のPTA会長	上越市立東本町小学校PTA副会長
7	吉 野 浩 幸	小、中学校のPTA会長	上越市立大島小学校PTA
8	山 崎 理	保健所長	上越保健所長（柏崎地域振興局長）
9	上 野 光 博	学識経験者	上越医師会医師
10	黒 木 美恵子	学識経験者	上越医師会医師
11	田 嶋 志 織	学識経験者	上越歯科医師会歯科医師
12	櫻 井 麻 子	学識経験者	県養護教員研究協議会上越支部長
13	津 島 けい子	学識経験者	中郷小学校栄養教諭
14	中 戸 あきは	学識経験者	春日中学校栄養教諭
15	今 井 佑	学識経験者	柿崎学校給食センター栄養教諭
16	新 保 裕 子	学識経験者	学校給食調理員部会長

任期：令和2年11月22日から令和4年11月21日まで（2年）

学校給食について

1 学校給食の役割

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う役割を果たすものです。

このことは、昭和 29（1954）年に制定された「学校給食法」によって定められています。

2 学校給食の目標

学校給食の役割を果たすため、学校給食法には栄養バランスの取れた学校給食が提供されるように定められています。

学校給食法（抜粋）

（学校給食の目標）

第二条 学校給食を実施するに当たっては、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次に掲げる目標が達成されるよう努めなければならない。

- 一 適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。
- 二 日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。
- 三 学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。
- 四 食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 六 我が国や各地域の優れた伝統的な食文化についての理解を深めること。
- 七 食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。

学校給食摂取基準 ※適切な栄養の摂取のための基準

〈児童・生徒 1 人 1 回あたり〉

区 分	基 準 値			
	小学校児童			中学校生徒
	低学年 (6歳～7歳) の場合	中学年 (8歳～9歳) の場合	高学年 (10歳～11歳) の場合	(12歳～14歳) の場合
エネルギー(kcal)	530	650	780	830
たんぱく質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の13%～20%			
脂 質(%)	学校給食による摂取エネルギー全体の20%～30%			
ナトリウム(g) (食塩相当量)	1.5 未満	2 未満	2 未満	2.5 未満
カルシウム(mg)	290	350	360	450
マグネシウム(mg)	40	50	70	120
鉄(mg)	2	3	3.5	4.5
ビタミンA(μgRAE)	160	200	240	300
ビタミンB1(mg)	0.3	0.4	0.5	0.5
ビタミンB2(mg)	0.4	0.4	0.5	0.6
ビタミンC(mg)	20	25	30	35
食物繊維(g)	4 以上	4.5 以上	5 以上	7 以上

文部科学省：改正学校給食実施基準（令和 3 年 4 月 1 日施行）

* 表に掲げるもののほか、次に掲げるものについても示した摂取について配慮すること。

亜鉛・・・児童（6歳～7歳）2mg、児童（8歳～9歳）2mg、
児童（10歳～11歳）2mg、生徒（12歳～14歳）3mg

学校給食の運営

1 学校給食の状況（令和3年度）

(1) 学校数 70校 小学校 48校・中学校 22校

(2) 児童・生徒数（各年度5月1日現在）

年度	児童・生徒数	内 訳	
		小学校	中学校
H29	14,297人	9,671人	4,626人
H30	14,071人	9,510人	4,561人
R元	13,784人	9,222人	4,562人
R2	13,510人	9,049人	4,461人
R3	13,289人	8,787人	4,502人

(3) 給食調理方式

方式	対象校	内 訳
単独校（学校給食室）	62校	小学校43校・中学校19校
共同調理場（4センター）	8校	小学校5校・中学校3校
大島学校給食センター		小学校1校・中学校1校
牧学校給食センター		小学校1校・中学校1校
柿崎学校給食センター		小学校3校・中学校1校

(4) 給食費

小学校：4,890円/月×10か月＋4,860円（3月分） 一食単価：280円

中学校：5,680円/月×10か月＋5,600円（3月分） 一食単価：325円

(5) 給食材料の発注・支払事務

合併前上越市：教育委員会（発注事務・支払事務）

13区：発注事務…各学校、支払事務…教育委員会

2 学校給食の内容（実施計画）

(1) 献立作成（給食管理システムにより作成・管理）

合併前上越市：統一献立（小学校A・B、中学校）

13区：単独校・共同調理場単位で基本献立を作成

*各区の実情に合わせた献立を一部実施

(2) 年間の給食日数

基準日数192日（各学校により日数の増減あり）

(3) 学校給食用精米

上越市産つきあかりの無洗米を使用

(4) 炊飯方式

委託炊飯 36校（合併前上越市36校）

自校炊飯 34校（合併前上越市1校、13区33校）

(5) 献立内容

- ア 学校給食摂取基準（3頁）に基づいた献立
- イ 家庭の食事で不足しがちな栄養素を考慮
- ウ 郷土料理、伝統料理、好評献立等を取り入れた献立
- エ 旬の素材を使用し、地産地消を念頭に置いた献立
- オ 品質、安全性を考慮した食材の使用
 - 輸入食材は可能な限り使用しない
 - 地場産 > 県内産 > 国内産の順で食材を使用
 - 食材の放射性物質検査を実施

(6) 食育の日献立とふるさと献立の日

毎月19日を食育の日として、毎年テーマを設け、献立を提供している。平成3年度のテーマは「給食で日本を旅しよう！」。

また、上越市の地場産物や郷土料理を通じて、上越市の自然・食文化・産物等について理解を深めることを目的に、毎月1回「ふるさと献立」を提供している。

【令和3年度 合併前上越市の小学校献立】

月	食育の日献立	ふるさと献立
4月	【上越地方】 ごはん、牛乳、 鮭の塩こうじ焼き 、卵と野菜の炒め物、 お花見のっぺい汁	
5月	【東海地方】 ごはん、 みかんジュース 、 みそかつ 、ちりめんじゃこあえ、 きしめん汁	【上越地域で獲れる魚を使った献立】 ごはん、牛乳、 めぎすの米粉あげ 、切干大根のごま酢あえ、 甘酒みそ汁
6月	【北陸地方】 ごはん、発酵乳マスカット味、 ぶりカツのあまだれかけ 、 れんこんのサラダ 、 治部煮	【上越地域に伝わる保存食を使った献立】 ごはん、牛乳、のりふりかけ、 車麩の揚げ煮 、ゆかりあえ、つみれじる
7月	【沖縄地方】 ごはん、牛乳、 豚肉のんにくしょうゆがけ 、 にんじんしりしり 、 もずくと豆腐のみそ汁	【新潟の郷土料理を取り入れた献立】 ごはん、牛乳、わかめふりかけ、いわしのカリカリフライ、切干大根のうまから炒め、 夏のっぺい汁
9月	【九州地方】 ソフト麺、牛乳、 ちゃんぽん 、こんぶあえ、 手作りさつまいも蒸しパン	【上越野菜を使った献立】 ごはん、牛乳、 なすと豚肉の揚げ煮 、枝豆サラダ、 めぎすのつみれ汁
10月	【中国・四国地方】 ゆでうどん、牛乳、 しっぽくうどんじる 、 だいがくいも 、 なるとすだちサラダ	【上越野菜を使った献立】 ごはん、牛乳、 鶏肉の塩こうじ焼き 、 なますかぼちゃの炒め物 、 おぼろ汁 、ぶどうゼリー
11月以降	献立作成（未）	献立作成（未）

* 地場産物使用や郷土料理を**太字**で表示

* 食育の日献立は、合併前上越市の小学校、中学校、13区の単独校、共同調理場単位で献立内容が異なる。

(7) おはなしランチ ～給食で食べたい！ おはなしにちなんだメニュー～

読書週間に合わせて、11月に実施予定。絵本にちなんだ料理やおはなしに出てくる料理を献立に取り入れる。

<おはなしランチ献立（抜粋）>

献立名	本の題名
元気が出る唐揚げ	チームふたり
お揚げとのりのトラ柄サラダ	トラベット
メダイの青春ソースがけ	くちびるに歌を
寿荘サラダ	妖怪アパートの優雅な日常

3 給食指導

- (1) 給食主任、栄養教諭等を中心に、学級担任等と連携をとって行う。
- (2) 給食指導計画を作成し、指導の視点を明確にする。
- (3) 給食委員会の活動を活用する（校内放送、残量調査など）。
- (4) 家庭の理解を得るため、給食だよりの配付や試食会等を開く。

食物アレルギー対応の状況

「学校における食物アレルギー対応の手引き」に基づき保護者・学校と連携しながら、食物アレルギー事故を起こさないよう、学校給食の提供を行っている。

1 食物アレルギーの状況(各年度5月1日現在)

年度	アレルギー報告者のうち 給食対応者				アレルギー報告者			アナフィラキシー有	エピペン処方有
	小学校	中学校	合計	割合	小学校	中学校	合計		
H29	187人 (40/50校)	95人 (19/22校)	282人 (59/72校)	1.97 %	241人 (44/50校)	140人 (19/22校)	381人 (63/72校)	55人 (14.44%)	36人 (9.45%)
H30	202人 (44/50校)	93人 (17/22校)	295人 (61/72校)	2.10 %	254人 (45/50校)	143人 (17/22校)	397人 (62/72校)	57人 (14.36%)	44人 (11.08%)
R元	191人 (40/50校)	92人 (18/22校)	283人 (58/72校)	2.05 %	251人 (47/50校)	139人 (19/22校)	390人 (66/72校)	59人 (15.13%)	44人 (11.28%)
R2	181人 (43/50校)	94人 (18/22校)	275人 (61/72校)	2.04 %	304人 (49/50校)	172人 (20/22校)	476人 (69/72校)	49人 (10.29%)	48人 (10.08%)
R3	192人 (43/48校)	96人 (20/22校)	288人 (63/70校)	2.17 %	329人 (45/48校)	181人 (22/22校)	510人 (67/70校)	63人 (12.35%)	54人 (10.59%)

- ・アレルギーとなる原因食品では、卵、いくら、くるみ、そば、キウイフルーツ、かに、えびの割合が高い。

2 食物アレルギーの対応

- ・「学校における食物アレルギー対応の手引き」(H26.3月策定、R2.1月改訂)に基づき対応している。
- ・入学時及び毎年度調査を実施し、対応が必要な場合は主治医の指示・診断(「学校生活管理指導表」又は診断書・検査結果・口頭指示)に基づき対応している。
- ・アレルギー対応者に除去食・代替食を提供する際は、配膳の食器やトレイの色を変えている。
- ・納品時の検収の徹底のほか、アレルギー対応当日チェックと食品成分表のアレルゲンの確認等の作業を複数人で行っている。

異物混入の状況及び対策

1 異物混入の状況

＜異物混入発生状況＞

(単位：件)

混入物	R元		R2		R3	
	件数	うち経口 事案	件数	うち経口 事案	件数	うち経口 事案
金属片・ガラス等	4(0)	1(0)	1(1)	0(0)	1(0)	0(0)
毛、虫、糸等	165(0)	5(0)	78(0)	3(0)	47(0)	4(0)
合計	169(0)	6(0)	79(1)	3(0)	48(0)	4(0)

※ () は県への報告件数

県の異物混入等対応マニュアルに基づき、金属・ガラス・硬質プラスチック類等、健康被害を及ぼす可能性のある混入物について報告する。

※ R3年度は7月末までの件数

2 異物混入防止対策

- 令和元年12月に策定した「上越市異物混入対応マニュアル」に基づき対応している。
- 学校給食への異物混入を防ぐため、調理員による納入時の検収、食材及び調理器具の調理作業前・調理中・調理後の確認、学校管理職による検食で確認を行っている。
- 異物混入発生時の対応について学校に周知し、調理員には過去の事例を用いた研修を行っている。
- 調理室だけでなく、炊飯工場などにも立ち入り検査を実施し、指導している。

地場産野菜の使用拡大

地場産野菜の使用拡大に向け、給食で使用する野菜の年間見込量や使用時期、出荷計画等について生産者や納入業者、JAえちご上越等と情報共有を図り、青果物市場への出荷品目や出荷量の拡大に取り組んでいる。

天候不順等に影響され、品質のばらつきや必要量が確保できないという課題もあるが、生野菜だけでなく、地場産野菜を原料とした冷凍野菜等加工品を積極的に活用するなど、地産地消と食育の推進に努めている。

1 地場産野菜の使用拡大の取組状況

- ・農政課、JAえちご上越と連携し、生産者の新規開拓や営農指導により生産量を増やす取組を行った。
- ・地域における生産・納入体制を整えるため、生産者、納入業者、JAえちご上越、栄養士、市による打合せ会を開催し、現状や課題、今後の供給可能作物、納入方法などについて情報を共有し、地元生産者からの納入促進を図った。
- ・年間を通して使用量が多い馬鈴薯、玉葱などの生育状況や収穫時期を確認しながら発注した。

2 学校給食における地場産野菜の使用状況

	令和元年度			令和2年度		
	給食使用量 kg	うち地場産 kg	使用割合 %	給食使用量 kg	うち地場産 kg	使用割合 %
合併前 上越市	208,764.64	33,011.70	15.81	209,331.40	23,785.50	11.36
安塚	2,511.47	314.28	12.51	2,249.34	186.20	8.28
浦川原	5,462.76	2,065.53	37.81	5,519.84	1,066.28	19.32
大島	1,675.30	240.70	14.37	1,976.74	295.39	14.94
牧	2,511.85	474.60	18.89	2,448.58	330.80	13.51
柿崎	12,361.60	1,144.20	9.26	10,284.40	1,149.90	11.18
大潟	12,682.30	4,711.60	37.15	13,370.01	4,365.90	32.65
頸城	15,896.62	2,533.90	15.94	15,333.21	3,245.70	21.17
吉川	5,867.70	843.60	14.38	5,207.30	161.23	3.10
中郷	4,879.59	1,132.32	23.21	4,597.48	628.14	13.66
板倉	12,236.65	1,140.78	9.32	12,581.18	385.51	3.06
清里	4,694.82	1,444.18	30.76	4,486.52	745.49	16.62
三和	9,508.04	3,666.04	38.56	10,320.61	3,199.23	31.00
名立	5,209.50	787.48	15.12	3,594.60	633.27	17.62
13区計	95,498.20	20,499.21	21.47	91,969.81	16,393.04	17.82
市全体	304,262.84	53,510.91	17.59	301,301.21	40,178.54	13.34

3 上越産冷凍野菜の使用状況

(単位：kg)

年度	ほうれん草	なますかぼちゃ	じゃがいもコロケ (上越産大豆入り)
平成30	1,459	945	1,029 (32,734個)
令和元	0	0	315 (6,915個)
令和2	0	159	613 (13,129個)

学校給食調理業務の民間委託

上越市では、市が責任を担うべき事業のうち、市民へのサービスを維持しながら市職員以外が直接執行できる業務を委託し、経費や職員数の縮減に努めている。

学校給食調理においては、平成 19 年度に城北中学校 1 校で民間委託を開始し、今年度は 57 校 1 センター 1 園で実施している。

1 令和 3 年度の状況

(1) 委託実施校数

57 校 1 センター 1 園

<委託実施校>

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実施校	城北中	南本町小 国府小 春日中	大手町小 春日小 大町小	東本町小 高志小 直江津東中	飯小 直江津南小 直江津中	富岡小 戸野目小 直江津小	春日新田小 大潟町小 宝田小 大潟町中 清里中	八千浦小 北諏訪小 安塚小 吉川小 安塚中 名立中
年度	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	
実施校	保倉小 南川小 針小 浦川原中 板倉中 中郷中	高田西小 吉川中 三和中	浦川原小 豊原小 頸城中	上雲寺小 有田小 里公小 雄志中	和田小 三郷小 高士小 谷浜小 明治小 中郷小 清里小 上杉小 美守小 潮陵中	黒田小 稲田小 八千浦中 牧センター (牧小・中)	諏訪小 高田幼	

(2) 委託業者数

6 社

2 「学校給食運営協議会」の設置及び開催

学校給食調理業務の委託実施を円滑かつ効率的に推進するため、上越市立小中学校給食運営協議会設置要綱（11 頁）に基づき、実施校ごとに運営協議会を設置する。

運営協議会では、学校・保護者・委託業者・教育委員会が一堂に会し、配膳の様子の見学、給食の試食、それぞれの立場からの状況報告・情報提供、意見交換等を行う。

3 令和 4 年度の委託等予定

- ・ 委託更新校 21 校 … 令和元年度からの長期継続契約（3 年間）が満了する学校
- ・ 新規委託校（未定）… 予定校と協議後、業者選定及び保護者への説明等を行う。

4 今後の取組

残る直営校についても、施設設備の状態を確認しながら順次委託移行する予定。

上越市立小中学校給食運営協議会設置要綱

平成19年4月18日
教育長 決 裁

(設置)

第1条 上越市立小中学校における学校給食調理業務委託実施校(以下「実施校」という。)の学校給食業務を円滑かつ効率的に推進するため、実施校ごとに学校給食運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 実施校における給食調理業務の円滑な実施に関すること。
- (2) 実施校における給食調理業務に関連する事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる人を委員とし、20人以内で組織する。

- (1) 校長及び教職員(栄養士を含む)
- (2) 保護者代表
- (3) 学校給食調理業務受託業者
- (4) 市教育委員会事務局職員(学校給食所管課)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び代理)

第5条 協議会に会長を置き、会長は校長の職にある者を充てる。

2 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、協議会の運営上必要な人を会議に招集することができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、実施校において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

(報告)

第9条 教育長は、必要があると認めるときは、協議内容について会長に報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成19年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月24日から施行する。

給食用食材の放射性物質検査

1 検査の目的

学校給食に使用する食材の安全性を確認し、保護者等の不安を軽減する。

2 検査の概要

上越市立の小・中学校、幼稚園で使用する食材の中から 1～2 品目を抽出して行うサンプリング検査。新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部（長岡保健所）において、市が持ち込む食材を県の検査員が検査する。*令和 2 年度までは上越保健所で検査

(1) 検査対象食材

ア 検査食材は、原子力災害対策本部が出荷制限等の前提となる検査を指示した 17 都県（※）を産地とするもの。ただし、加工食品、米、牛乳は除く（県の指示）。

（※）青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡、新潟（検査時、産地の詳細（市町村）まで報告）

* 網掛けは、実際に出荷制限がかけられた県

(2) 検査頻度（現在の状況）

ア 給食実施の前日に検査を行うこととし、水曜日に使用する食材を、火曜日に検査する。*週 1 回（年間 35 回程度）実施

(3) 検査機器

ア 新潟県が配備した「簡易スペクトロメータ」を使用

イ 検出限界値：1 kg 当たり 20 ベクレル

〔検出限界値とは〕

その分析方法や計測機器で検出できる最小値のことをいい、測定環境（自然界に存在する大気中の放射線量）、測定条件（時間、重量等）、検査対象品目によって異なる。

〔一般食品の放射性セシウム基準値〕

- ・当初、健康への影響がなく安全が確保されていたとした基準 → 500 ベクレル/kg
- ・その後、より一層食品の安全と安心を確保する観点で引き下げられた基準 → 100 ベクレル/kg



ベルトールド社(独)製
「ガンマ線スペクトロメータ Lb2045」

3 放射性物質検出時の対応

放射性物質が検出された場合は、その食材は給食に使用せず、数値確定のための再検査を実施する。

4 これまでの結果について

検査を開始した平成 24 年 2 月 23 日から、令和 3 年 8 月末までに検査した給食食材については、いずれも検査限界値を下回り「不検出」。

検査結果は、市ホームページで公表。

〔給食食材の放射性物質検査の実施状況〕 ※ 令和 3 年度は 8 月末の数字

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	合計
実施品目数	36	748	820	787	655	618	371	250	194	148	12	4,639
検査回数	16	174	183	177	153	158	159	161	142	134	12	1,469

給食用食材の放射性物質検査の令和4年度以降の実施について

方向性（案）

東日本大震災の発生から10年が経過し、これまでの検査結果や他市の状況及び社会情勢から、市で独自に実施する放射性物質検査は、令和3年度末で終了したい。

○ 経緯

- ・ 上越市では、東日本大震災（平成23年3月11日発生）における福島第一原子力発電所での事故を受け、平成24年2月から学校給食に使用する食材の放射性物質検査を実施している（詳細は、**報告6**のとおり）。
- ・ 検査回数は、開始当初から週4回実施してきたが、令和3年度から週1回に見直した。

〈見直しの主な理由〉

- これまで、放射性物質が検出されていないこと
- 上越地域の県立学校では週1回の実施であること
- 検査機関が長岡保健所1か所に集約されたこと
- ・ 当市の検査用食材は、検査日を上越地域の県立学校と合わせることで、一緒に集荷していただき、長岡保健所へ持ち込んでいる。なお、県立学校の検査結果は、県ホームページで公開されている。

○ 他市の状況及び社会情勢

- ・ 県内自治体では、上越市のみ検査を継続している。他の自治体が検査をやめた理由は、過去の検査において放射性物質の検出がなく、安全であると判断したことや、県・国などでも検査を実施していることである。
- ・ 国の動向として、福島第一原子力発電所での事故後、日本産食品の輸入規制を行っていた米国は、令和3年9月22日（水）に規制を撤廃した。これは、米国食品医薬品局（FDA）と農林水産省・厚生労働省との間で科学的根拠に基づき食材の安全について、協議を行った結果に基づくもの。

このようなことから、令和4年度以降の方向性（案）について、委員の皆様からご意見をお聞きしたい。